

勢田川等水面利用対策協議会（第17回）書面開催の結果

規約改正への賛否、及び協議会開催内容に対し意見が提出され、意見に対する考えを各委員に共有しました。

【規約改正】について

議決方法等について規定を整備する提案を行い、委員全員の方から賛成の意見をいただきました。

【委員意見と協議会からの回答】について

①委員意見

[協議会資料] 2ページ目 3ページ目に対して

撤去要請された不法係留船が漁港に移動し、漁港に元々係留していた船舶所有者（漁業者）とトラブルに至ったケースを聞くことが度々あるが、トラブルにならないように対応できないか。

①協議会からの回答

撤去要請する際は適正な係留地へ移動させるよう指導していきます。

②委員意見

[協議会資料] 4ページ目に対して

一色町地先船溜まりで係留料未払い者がおり、放置等禁止区域を適用して区域外へ撤去要請できないか。

②協議会からの回答

係留場所管理者と協力しつつ協議会としても問題の解決に向け取り組んでいきます。

③委員意見

[協議会資料] 6ページ目 8ページ目に対して

勢田川防潮水門下流左岸（東側）は重点的撤去区域にも拘わらず棧橋が設置され、季節係留（冬場だけの係留）もされている。この棧橋周辺は過去2～3隻不法係留があったが現在は無くなっている。係留場所利用者は係留料を払っていることから見れば不公平ではないか。

③協議会からの回答

貴見のとおりです。季節係留は不法係留であり、当該船舶及び棧橋所有者には、不法係留（違法状態）を認識させ撤去要請していきます。

④委員意見

[協議会資料] 9ページ目に対して

座礁転覆しているヨットへの対応をお願いします。

④協議会からの回答

現在、所有者に対して指導中であり、引き続き撤去要請をしていきます。